

平成 27 年度
「秋田県中小企業振興条例」
主要関連施策ガイド



秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

秋 田 県

【秋田県中小企業振興条例に関するお問合せ先】

秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王 3 丁目 1 - 1 (県庁第 2 庁舎 3 階)

TEL : 018-860-2214

FAX : 018-860-3887

本ガイドのご利用について

- 本ガイドは、県内中小企業及び関係者の皆様に「秋田県中小企業振興条例」（平成26年4月1日施行）へのご理解を深めていただくため、作成したものです。
- 県が行っている中小企業振興施策に関する具体的なイメージをお持ちいただくため、本条例第8条から第13条において掲げる6つの「基本的施策」ごとに、平成27年度に実施する主な事業を掲載しています。
(本ガイド掲載以外の事業については、秋田県産業政策課までお問い合わせください。)

目 次

条例に基づく6つの基本的施策（概念図）	1
---------------------	---

基本的施策1

「経営基盤の強化」	2
-----------	---

基本的施策2

「新たな市場の開拓等」	6
-------------	---

基本的施策3

「企業競争力の強化」	7
------------	---

基本的施策4

「新たな事業の創出」	10
------------	----

基本的施策5

「地域の特性に応じた事業活動の促進」	11
--------------------	----

基本的施策6

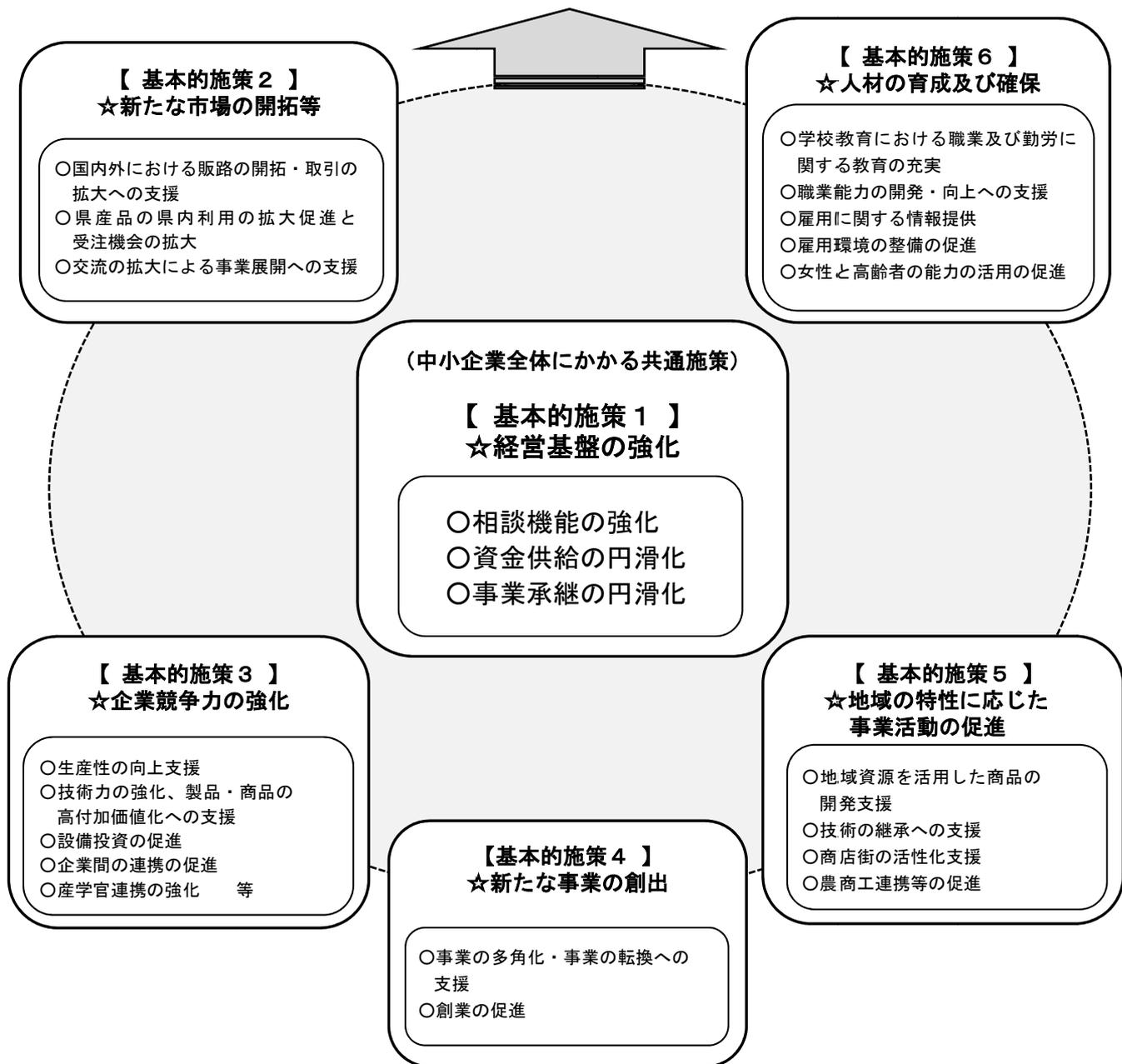
「人材の育成及び確保」	13
-------------	----

<資 料>

「秋田県中小企業振興条例」	15
---------------	----

条例に基づく6つの基本的施策

～中小企業の自立・創造に向けた取組を徹底支援～



基本的施策 1 「経営基盤の強化」
～中小企業全体にかかる共通施策～

<指針における基本的施策の方向性>

- ①相談機能の強化
- ②資金供給の円滑化
- ③事業承継の円滑化

<平成27年度の主な事業>

(1) 中小企業支援機関等による相談機能の強化

商工団体専門家相談事業	問い合わせ先
商工会議所や商工会等において、専門家による相談会や企業訪問等を実施し、経営支援等を行います。	最寄りの商工会議所、商工会
企業相談事業	問い合わせ先
(公財) あきた企業活性化センターにおいて、経営等に関する移動相談所の開設や専門家の派遣等を実施します。	(公財) あきた企業活性化センター 018-860-5610
技術支援加速化事業	問い合わせ先
県産業技術センターの研究員が企業訪問等を行い、企業への技術提案を通じて課題の抽出や製品開発を支援します。	県産業技術センター 018-862-3414
産業新生技術イノベーション事業	問い合わせ先
県産業技術センターにおいて、輸送機産業や環境・新エネルギー、医療機器分野の研究開発や技術支援を行います。	県産業技術センター 018-862-3414
総合食品研究センターによる技術支援	問い合わせ先
県総合食品研究センターの研究員が、食品加工技術等の相談支援や巡回指導を行います。	県総合食品研究センター 018-888-2000
産業デザイン活用促進事業	問い合わせ先
あきた産業デザイン支援センター(あきた企業活性化センター内)において、製品のデザイン、開発、制作技術等に係る窓口相談等を実施します。	(公財) あきた企業活性化センター 018-860-5610

＜県内の主な中小企業相談窓口＞

相談窓口の種類	支援機関名称	具体的な支援内容等
総合的な相談窓口	(公財) あきた企業活性化センター (Tel018-860-5610)	創業・起業支援、設備導入支援、経営指導、販路開拓・取引拡大支援、情報提供、人材育成、知的財産権の総合相談、産業デザインなど
経営全般や創業に関する地域の相談窓口	各商工会議所（*連絡先は欄外参照） 秋田県商工会連合会 (Tel018-863-8491) 及びお近くの各商工会	中小企業の経営改善や記帳・決算申告、創業等に関する相談や指導、情報提供など
組合設立支援、連携組織化支援	秋田県中小企業団体中央会 (Tel018-863-8701)	中小企業組合の組織、事業及び経営に関する相談・指導、官公需に関する支援など
事業承継の支援	秋田県事業引継ぎ支援センター (Tel018-883-3551) 各商工会議所（*連絡先は欄外参照） 秋田県商工会連合会 (Tel018-863-8491) 及びお近くの各商工会 秋田県中小企業団体中央会 (Tel018-863-8701)	中小企業の事業承継に関する相談、専門家の紹介、企業情報の集積、関係機関との連携など
技術相談 研究相談 技術者養成支援	【工業等】 秋田県産業技術センター (Tel018-862-3414)	共同研究や技術相談、施設・機器の開放、人材育成支援など
	【食品関連】 秋田県総合食品研究センター (Tel018-888-2000)	農水畜産物の加工や利用、食品機能成分、発酵食品や微生物に関する技術相談や共同研究など
	【木材関連】 (公財)秋田県木材加工推進機構 (Tel0185-52-7000)	木材加工に関する技術相談、情報提供、人材育成、性能試験の受託など
	秋田大学 産学連携推進機構 (Tel018-889-2712)	共同研究、受託研究、科学技術相談など
	秋田県立大学 地域連携・研究推進センター 秋田キャンパス (Tel018-872-1557) 本荘キャンパス (Tel0184-27-2947)	工学、バイオ・農学、木材等に関する技術相談、技術指導・助言、受託・共同研究、人材育成支援など
	秋田工業高等専門学校 地域共同テクノセンター (Tel018-847-6106)	技術相談、共同研究、受託研究など
	秋田産学官ネットワーク (Tel018-889-3004)	技術相談、研究者紹介、ビジネス相談、シーズ=ニーズマッチング、適切な機関の紹介など

海外展開支援	(一社) 秋田県貿易促進協会 (TEL018-896-7366) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 秋田貿易情報センター (TEL018-865-8062)	海外及び県内での商談会開催、海外見本市参加支援、海外ミッション派遣など 輸出販路開拓、海外進出先での支援、海外ビジネス情報の提供など
信用保証	秋田県信用保証協会 (TEL018-863-9011)	中小企業が融資を申し込む際の保証に関する相談・審査や支援、経営支援など
職業能力開発支援	秋田県職業能力開発協会 (TEL018-862-3510)	職業訓練・能力開発についての相談・指導・援助・情報提供、技能検定など

(*)各商工会議所の連絡先 秋田(TEL018-863-4141 代表)、大館(TEL0186-43-3111)、能代(TEL0185-52-6341)、大曲(TEL0187-62-1262)、横手(TEL0182-32-1170)、湯沢(TEL0183-73-6111)

(2) 中小企業に対する資金繰り支援

経営安定資金（経営力強化枠）	問い合わせ先
<p>認定支援機関から経営指導を受けながら経営力の強化に取り組む企業に対し低利融資を行います。</p> <p>【限度額：2億円、利率：(年)1.95%、期間：設備7年(うち据置1年)、運転5年(うち据置1年)】</p>	<p>県産業政策課 (018-860-2215)</p>

経営安定資金（借換枠）	問い合わせ先
<p>東北地方太平洋沖地震復旧支援資金及び経営安定資金（緊急経済対策枠）に係る月々の返済の軽減を図るため、低利の借換資金を融資します。</p> <p>【限度額：2億8千万円、利率：(年)1.80%、期間：10年(うち据置1年)】</p>	<p>県産業政策課 (018-860-2215)</p>

その他の中小企業融資制度

資金名	融資を受ける目的等
中小企業振興資金	一般的な事業資金が必要なとき、小規模企業者の方で事業資金が必要なとき、災害被害の復旧に資金を必要とするとき
経営安定資金	売上の減少等経営状況が厳しい方、専門家の支援を受けながら事業革新などに取り組む方等であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき
新事業展開資金	新たな事業分野への挑戦、新規の開業・独立・分社化、事業の承継、再生可能エネルギー発電事業への参入などのために事業資金を必要とするとき
中小企業アグリサポート資金	農林水産業分野に取り組むために、事業資金を必要とするとき
再建企業特別融資資金	民事再生法・会社更生法による事業の再建、新たな事業への再チャレンジのために事業資金を必要とするとき
中小企業組織融資資金	中小企業組合及び組合員事業の近代化、合理化など経営改善又は海外貿易の促進のために事業資金を必要とするとき

(3) 事業承継に向けた支援

事業承継推進事業	問い合わせ先
<p>秋田商工会議所及び商工会連合会（北部・中央・南部の各指導センター）に事業承継相談推進員を配置し、秋田県事業引継ぎ支援センターと連携した事業承継案件の掘り起こし、きめ細やかな相談対応を実施します。</p>	<p>最寄りの商工会議所、商工会、秋田県事業引継ぎ支援センター</p>

基本的施策 2 「新たな市場の開拓等」

<指針における基本的施策の方向性>

- ①国内外における販路の開拓・取引の拡大への支援
- ②県産品の県内利用の拡大促進と受注機会の拡大
- ③交流の拡大による事業展開への支援

<平成27年度の主な事業>

○国内外における販路開拓・取引拡大に向けた支援

企業競争力強化事業（販路拡大支援事業）	問い合わせ先
販路開拓アドバイザーによる首都圏等での販路開拓支援や、東京・秋田でのマッチング商談会を開催します。（主に製造業分野）	（公財）あきた企業活性化センター 018-860-5610
県内企業海外展開支援事業	問い合わせ先
○海外展示会への出展経費や海外事務所等の開設等に係る費用を支援します。[補助率：1/2以内 限度額：100万円] ○「秋田県東南アジア経済・観光交流デスク」（タイ）において、東南アジアへの進出を目指す県内企業に対して現地企業の紹介等のサービスを原則無料で提供します。	県商業貿易課 018-860-2218
秋田の食海外販路開拓支援事業	問い合わせ先
台湾等での県産食品・県産酒の商談会の開催や、現地マスメディアを活用した県産品のプロモーション活動を行います。	県秋田うまいもの販売課 018-860-2258
県産品販路拡大対策事業	問い合わせ先
県食材等マッチング商談会の開催や中間流通事業者の営業力のスキルアップを図ります。	県秋田うまいもの販売課 018-860-2259
秋田県産品テスト販売制度	問い合わせ先
秋田県のアンテナショップ（東京）や協力店舗において、秋田県産品テスト販売制度を実施します。	県秋田うまいもの販売課 018-860-2258

基本的施策3「企業競争力の強化」

＜指針における基本的施策の方向性＞

- ①生産性の向上支援
- ②技術力の強化と製品・商品の高付加価値化への支援
 - (ア) 技術の高度化支援 (イ) 成長分野への参入支援 (ウ) 産業デザインの導入支援
- ③設備投資の促進
- ④企業間の連携の促進
- ⑤産学官連携の強化
- ⑥その他の企業競争力強化への支援

＜平成27年度の主な事業＞

○企業競争力の強化に向けたハード（設備投資等）・ソフト（研修等）両面にわたる支援

がんばる中小企業応援事業	問い合わせ先
<p>新商品の開発や新分野への進出に取り組もうとする企業を「がんばる中小企業」に認定し、試作品等の研究・開発等を支援します。</p> <p>【補助率：1／3以内（小規模企業者又はベンチャー企業1／2以内） 限度額：製造業 1,000万円 非製造業：500万円】</p>	<p>県地域産業振興課 018-860-2231</p>

ものづくり中核企業創出促進事業	問い合わせ先
<p>地域経済を牽引する意欲の高い企業を「中核企業」候補として認定し、その育成を進めるための総合的な支援を行います。</p> <p>○中核企業創出技術開発支援事業 【補助率：1/2以内又は2/3以内（開発に要する人件費、設備費、原材料費等） 限度額：2,000万円 ※補助率2/3以内は重点枠】</p> <p>○中核企業創出設備投資利子等助成事業 【年率：保証料を含む利子相当額3%以内 補助対象借入金限度額：3億円】</p> <p>○中核企業創出営業力強化支援事業 【補助率1／2以内 （営業サポートスタッフ人件費、広告宣伝費、商談会出展費等） 限度額：250万円】</p>	<p>県地域産業振興課 018-860-2241</p>

○中核企業育成加速化支援事業 【補助率：1／2以内（企業の個別課題解決に要する経費） 限度額：500万円】	
---	--

航空機産業強化支援事業	問い合わせ先
航空機産業で求められる品質マネジメントシステム規格や特殊工程作業の国際的な認証取得を支援します。 【補助率：1／2以内 限度額：100万円・300万円】 ※限度額は取得する認証による	県地域産業振興課 018-860-2242

自動車産業強化支援事業	問い合わせ先
自動車産業で求められる品質マネジメントシステム規格の国際的な認証取得を支援します。 【補助率：1／2以内 限度額：300万円】	県地域産業振興課 018-860-2242

サプライチェーン形成促進事業	問い合わせ先
発注元企業への職員派遣や技術指導者の受入に要する費用を支援します。 【補助率：1／2以内 限度額：200万円】	県地域産業振興課 018-860-2246

医療福祉関連産業成長促進事業	問い合わせ先
大学や公的試験研究機関と共同で医療福祉関連の製品開発に取り組む企業に対して開発費用等を支援します。 【補助率：1／2以内 限度額：1,000万円／年】	県地域産業振興課 018-860-2246

産学官連携イノベーション創出事業	問い合わせ先
○民間企業と研究機関等が共同で取り組む試験研究開発の実現可能性調査（市場調査等）を支援します。 【限度額（委託費）：共同調査（年）50万円 試作市場調査（年）100万円】 ○民間企業や研究機関等が共同で取り組む基盤研究（試作品開発、性能評価調査等）を支援します。 【限度額（委託費）：（年）150万円】 ○民間企業や大学、公設試験研究機関等で構成されるコンソーシアムが取り組む研究開発プロジェクトを支援します。 【限度額（委託費）：（年）600万円】	県学術振興課 018-860-1262

情報関連産業競争力強化事業	問い合わせ先
<p>○情報関連事業者の自社独自商品の開発費用等を支援します。 【補助率：1／3以内 限度額：300万円】</p> <p>○官公需受注等の資格要件となりつつあるプライバシーマークの認証取得費用を支援します。【補助率：1／3以内 限度額：80万円】</p>	<p>県商業貿易課 018-860-2245</p>

民間観光宿泊施設魅力向上支援事業	問い合わせ先
<p>民間事業者が行う宿泊施設の改修等の取組を支援します。 【補助率：1／2以内 限度額：500万円】</p>	<p>県観光戦略課 018-860-1462</p>

基本的施策4「新たな事業の創出」

＜指針における基本的施策の方向性＞

- ①事業の多角化・事業の転換への支援
- ②創業の促進

＜平成27年度の主な事業＞

○新分野への進出や新事業の展開、創業に向けた支援

サービス産業ビジネス展開支援事業	問い合わせ先
<p>成長が見込まれるシニアビジネス、ヘルスケアビジネス等への参入に要する立ち上がり経費を支援します。</p> <p>【補助率：1/2以内 限度額：100万円】</p>	<p>県商業貿易課</p> <p>018-860-2244</p>

あきた企業応援ファンド事業	問い合わせ先
<p>中小企業等が行う、地域資源の活用や経営革新計画に基づいた新商品開発、販路拡大、事業転換に要する経費を支援します。</p> <p>○中小企業等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源・経営革新型 【補助率：2/3以内 限度額1,000万円】 ・ものづくり一般型 【補助率：1/2以内 限度額 300万円】 <p>○共同研究助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度技術産業集積地域型 【補助率：3/4以内 限度額1,000万円】 ・一般地域型 【補助率：2/3以内 限度額 500万円】 <p>○中小企業支援機関実施事業 【補助率：10/10以内 限度額 500万円】</p>	<p>県地域産業振興課</p> <p>018-860-2231</p> <p>(公財)あきた企業活性化センター</p> <p>018-860-5702</p>

あきた起業促進事業	問い合わせ先
<p>○起業時に要する初期投資費用等を支援します。(Aターン起業家や移住起業家を対象を拡大) 【補助率：1/2以内 限度額：200万円】</p> <p>○若者や女性、シニア等を対象とした起業スキル塾を開催します。</p>	<p>県商業貿易課</p> <p>018-860-2244</p>

新エネルギー産業創出・育成事業	問い合わせ先
<p>○専門アドバイザーの派遣や、新エネルギー産業創出コーディネーターの配置等による新エネルギー分野へ進出する企業の総合的な支援を行います。</p> <p>○風力発電等のメンテナンス技術者を養成するために必要な研修費用を支援します。【補助率：1/2以内 限度額：50万円】</p>	<p>県資源エネルギー産業課</p> <p>018-860-2281</p>

基本的施策5「地域の特性に応じた事業活動の促進」

＜指針における基本的施策の方向性＞

- ①地域資源を活用した商品の開発支援
- ②技術の継承への支援
- ③商店街の活性化支援
- ④農商工連携等の促進

＜平成27年度の主な事業＞

○地域資源を活用した事業活動の支援

提案型地域産業パワーアップ事業 市町村や商工団体等が実施する地域資源を活用した新たな地域産業の創出等の取組を支援します ○アクションプログラムの策定 【補助率：10/10以内 限度額：300万円】 ○事業実施経費 【補助率：1/2以内 限度額：300万円】	問い合わせ先 県地域産業振興課 018-860-2231
伝統的工芸品等振興事業 ○産地組合等行う伝統的工芸品等の新商品開発や後継者育成等の経費を支援します。【補助率：2/3以内 限度額：100万円】 ○産地組合等が行う伝統的工芸品のブランド化や異業種等と連携した商品開発等への取組を支援します。 【補助率：2/3以内 限度額：200万円】	問い合わせ先 県地域産業振興課 018-860-2241
あきた農商工応援ファンド事業 中小企業と農林事業者等が連携して新商品の開発等を行う取組を支援します。 ○農商工連携支援事業【補助率：4/5以内 限度額：1,000万円】 ○農商工団体等連携応援支援事業 【補助率：10/10以内 限度額：500万円】	問い合わせ先 県秋田うまいもの販売課 018-860-2258

先駆的商業活性化サポート事業	問い合わせ先
<p>先駆的な活動をしている事業者のネットワーク化を行い、相互の情報交換と交流による商業活動の活性化を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がんばる事業者相互交流支援事業 <p>【補助率：1／2以内 限度額：20万円】</p>	<p>県商業貿易課 018-860-2244</p>

基本的施策6 「人材の育成及び確保」

＜指針における基本的施策の方向性＞

- ①学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実
- ②職業能力の開発及び向上への支援
- ③雇用に関する情報提供
- ④雇用環境の整備の促進
- ⑤女性と高齢者の能力の活用の促進

＜平成27年度の主な事業＞

○人材の育成及び確保に向けた支援

あきた女性の活躍推進事業	問い合わせ先
女性の活躍を後押しするため、「あきた女性の活躍推進会議」の設置や女性を対象としたリーダー研修・起業支援セミナー等を開催します。	県男女共同参画課 018-860-1555
若者職場定着支援事業	問い合わせ先
経営者や中堅・若手従業員を対象とした定着支援セミナーの開催や企業へのコンサルタント派遣により若者の職場定着を図ります。	県雇用労働政策課 018-860-2301
航空機産業技術者育成事業	問い合わせ先
航空機産業等の分野で必要とされる機械加工技術等を兼ね備えた人材をOJTやOff-JTにより育成します。	県地域産業振興課 018-860-2242
建設業担い手確保育成支援事業	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ○若年者等を対象とする現場見学会等の開催やガイドブックの作成等の取組を支援します。 ○若手技術者を対象とする基礎的な技術力・技能の取得支援のための研修会を実施します。 ○中堅技術者や管理職等を対象とする資格取得や雇用管理能力の向上等のための取組を支援します。 	県建設政策課 018-860-2425
職業能力開発支援事業	問い合わせ先
認定職業訓練法人等が実施する在職労働者等の職業訓練を支援します。	県雇用労働政策課 018-860-2301

秋田で就職応援団（Aターン）事業	問い合わせ先
Aターン希望登録者への求人情報の提供や、東京（有楽町）に移住相談と就職相談が一体となったワンストップ窓口を設置し、Aターンを促進します。	県雇用労働政策課 018-860-2334

＜資 料＞

「秋田県中小企業振興条例」 秋田県条例第62号（平成26年3月28日公布、同年4月1日施行）

本県の中小企業は、多くの雇用の機会を創出し、本県の経済をけん引する重要な役割を果たしている。また、その事業活動が秋田らしさを表すなど地域社会に果たす役割も大きい。

しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、人口減少及び少子高齢社会の到来による市場規模の縮小などにより、本県の中小企業は、厳しい経営環境に直面している。

このような状況において、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るため、私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。

ここに、中小企業の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて、県内に本店、支店その他の営業所を有するものをいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の会社であつて、県内に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。
- 三 本県の地域資源（農林水産物、天然資源、観光資源、技術、人材その他の中小企業の事業活動に活用することができる地域における有用な資源をいう。以下同じ。）の積極的な活用が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するように努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上への協力を努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、その研究成果の中小企業者への移転その他必要な協力を努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するように努めるものとする。

(経営基盤の強化)

第8条 県は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援のための体制の整備並びに資金の供給及び事業の承継の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな市場の開拓等)

第9条 県は、中小企業の新たな市場の開拓を図るため、中小企業者の国内外における販路の開拓及び取引の拡大並びに観光その他の地域間の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業が供給する物品及び役務に対する需要の増進に資するため、県の工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(製品等の価値の増加による競争力の強化)

第10条 県は、中小企業が供給する製品又は役務の価値を高めることにより中小企業の競争力の強化を図るため、生産性の向上、技術力の強化、設備投資の促進、産学官連携（中小企業者、中小企業支援団体、大学等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。）の強化及び企業間の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな事業の創出)

第 11 条 県は、中小企業の新たな事業の創出の促進を図るため、中小企業の創業の促進並びに中小企業者の事業の多角化及び転換に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性に応じた事業活動の促進)

第 12 条 県は、地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図るため、本県の地域資源を活用した商品の開発、技術の継承及び商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内で生産された農林水産物を活用した事業活動の促進を図るため、中小企業者が農林漁業者と連携して実施する事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第 13 条 県は、中小企業の事業活動を担う人材の育成を図るため、学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実並びに職業能力の開発及び向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の事業活動を担う人材の確保を図るため、雇用に関する情報の提供、雇用環境の整備の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への考慮)

第 14 条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって県内に事務所等を有するものについて、その自主的な取組が促進されるように、必要な考慮を払うものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する協力)

第 16 条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(指針)

第 17 条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の振興に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業支援団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第 18 条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【秋田県中小企業振興条例に関するお問合せ先】

秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1（県庁第2庁舎3階）

TEL：018-860-2214

FAX：018-860-3887